

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正することについて

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 3 0 年 3 月 5 日提出

提出者	秦野市議会議員	今 井	実
賛成者	同	大 野	祐 司
同	同	横 山	むらさき
同	同	横 溝	泰 世
同	同	谷	和 雄

提案理由

市議会議員の期末手当の支給率を引き上げるため、改正するものであります。

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年秦野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表以外の部分中「100分の202.5」を「100分の207.5」に、「100分の207.5」を「100分の212.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

（平成29年12月の期末手当支給率の特例）

10 平成29年12月1日を基準日とする期末手当の支給率は、100分の217.5とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）附則第10項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

2 改正後の条例附則第10項の規定を適用する場合には、この条例による改正前の秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議提議案第1号 秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧		
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において、その者が受けるべき議員報酬月額及びこれに100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては<u>100分の207.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="188 852 1099 906"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3-5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1-9 (略)</p> <p><u>(平成29年12月の期末手当支給率の特例)</u></p> <p><u>10 平成29年12月1日を基準日とする期末手当の支給率は、100分の217.5とする。</u></p>	(略)	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において、その者が受けるべき議員報酬月額及びこれに100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては<u>100分の202.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1167 852 2078 906"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3-5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1-9 (略)</p>	(略)
(略)			
(略)			

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）附則第10項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 2 改正後の条例附則第10項の規定を適用する場合には、この条例による改正前の秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。